


RRC登録技術者・認定事業所の更新について

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
 冷媒回収推進・技術センター

<資格の有効期間について>

RRC登録技術者および認定事業所の資格の有効期間は3年間です。

(資格有効期限は、3年後の3月末日または9月末日となります)

資格を継続する場合は、3年ごとの更新が必要となります。

更新をしなかった場合、資格は無効となります。

お手元の技術者登録証または事業所認定証の資格有効期限をお確かめのうえ、更新をお忘れになりませんようお願いいたします。

<更新申請について>

RRC登録技術者と認定事業所の更新申請については、以下の通りとなります。

【RRC登録技術者の更新申請】

資格有効期限の約2ヵ月半ほど前に、RRCに登録されているご自宅のご住所あてに「更新のご案内」を送付します。(専用ホームページでメールアドレスを登録されている場合は、メールでも「更新のお知らせ」を差し上げます。)

資格有効期限	更新のご案内の送付	更新の正規受付期間(※1)
3月31日の技術者	同年1月上旬ころ	同年1月15日～2月14日の1ヵ月間
9月30日の技術者	同年7月上旬ころ	同年7月15日～8月14日の1ヵ月間

(※1) この期間を過ぎても一定期間内であれば更新手続きができます。
技術者の場合、資格有効期限を過ぎて1年以内の場合、更新料が通常より2,200円高くなります。資格有効期限から1年を過ぎると、原則更新はできません。

更新は、① **更新料の払い込み**によって、お手続きいただきます(資格有効期限内に更新手続きをした場合)。

お引っ越し等により、ご自宅のご住所が変更になっている場合、「更新のご案内」をはじめ、RRCからの重要なご連絡が届かない場合があります。

お引っ越し等をされた場合、必ずセンターあてに住所変更申請をしていただけますよう、
お願いします(インターネットによる変更申請または、RRC冷媒回収技術者(変更)申請書をご利用ください)。
あわせて、最寄りの郵便局にて「転居届(転送届)」も出しておくとう安心です。

【RRC認定事業所の更新申請】

資格有効期限の約2ヵ月半ほど前に、RRCに登録されている事業所の窓口連絡ご担当者様あてに、日設連構成団体より「更新のご案内」を送付します。

(専用ホームページでメールアドレスを登録されている場合は、メールでも「更新のお知らせ」を差し上げます。)

資格有効期限	更新のご案内の送付	更新の正規申請受付期間(※2)
3月31日の事業所	同年1月上旬ころ	同年1月15日～2月14日の1ヵ月間
9月30日の事業所	同年7月上旬ころ	同年7月15日～8月14日の1ヵ月間

(※2) この期間を過ぎても一定期間内であれば更新手続きができます。
事業所の場合、資格有効期限を過ぎて6ヵ月以内の場合、更新料が通常より2,200円高くなります。資格有効期限から6ヵ月を過ぎると、原則更新はできません。

更新は、① 更新料の払い込み

② 更新申請書の郵送(提出) ※. インターネットによる更新申請はできません。

によって、お手続きいただきます(資格有効期限内に更新手続きをした場合)。

その際、(要件1) 資格有効なRRC登録技術者又は冷媒フロン類取扱技術者(第一種・第二種)を1名以上常備していること

(要件2) 回収装置等による冷媒回収手段を有すること(レンタル可)

が、更新の必要要件となりますので、必ずご確認ください。

移転等により、事業所の所在地が変更になっている場合、「更新のご案内」をはじめ、RRCからの重要なご連絡が届かない場合があります。

移転等をされた場合、必ずセンターあてに住所変更申請をしていただけますよう、
お願いします(インターネットによる変更申請または、RRC冷媒回収事業所(変更)申請書をご利用ください)。
あわせて、最寄りの郵便局にて「転居届(転送届)」も出しておくとう安心です。

<新しい登録証および認定証の発行について>

新しい技術者登録証および事業所認定証の発行については、以下の通りとなります。

(RRC資格認定委員会にて承認ののち、新しい登録証および認定証を発行いたします。)

更新の正規申請受付期間に更新申請をした場合は…	⇒	資格有効期限内に発行します
(資格有効期限が3月31日の場合、同年1月15日～2月14日の1ヵ月間)	⇒	同年3月末
(資格有効期限が9月30日の場合、同年7月15日～8月14日の1ヵ月間)	⇒	同年9月末

上記の正規申請受付期間を過ぎてから更新申請された場合、技術者登録証については、資格有効期限が3/31で同年2/15～3/31に更新申請した場合は、同年4月下旬の発行となります。また、資格有効期限が9/30で同年8/15～9/30に更新申請した場合は、同年10月下旬の発行となります。

事業所認定証および上記以外の申請受付期間に更新申請された場合は、次頁の「申請期間内に申請をしなかった場合」の「新しい証書の発行」の欄をご覧ください。更新申請をされましたら、その後、登録証または認定証が届いたかどうか、および記載内容を必ずご確認ください。

<更新の正規申請受付期間内に申請をしなかった場合について>

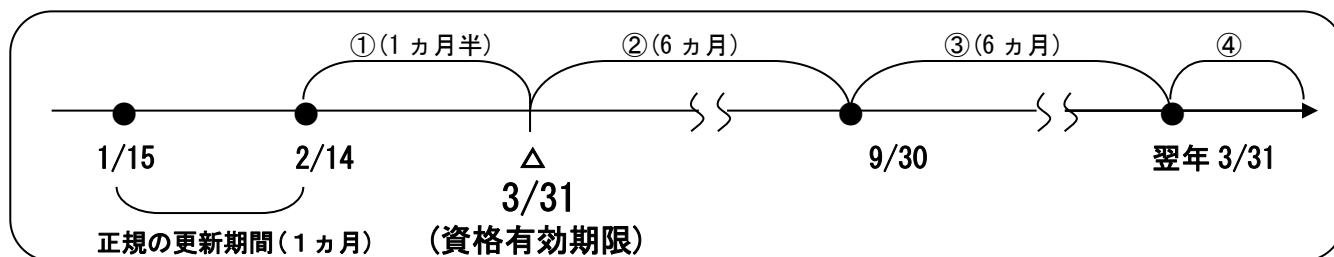
更新について、正規の申請受付期間内に申請をされなかった場合には、下記の通りとなります。一定期間を経過いたしますと、更新申請ができなくなってしまいますので、更新時期が来ましたら、正規の更新申請受付期間内にすみやかに更新申請手続きをしてください。

技術者・事業所の更新認定について 申請期間内に申請をしなかった場合

RRC登録技術者及びRRC認定事業所が、更新の正規申請期間内に更新の認定申請手続きをしなかった場合には、下記の通りとなります。

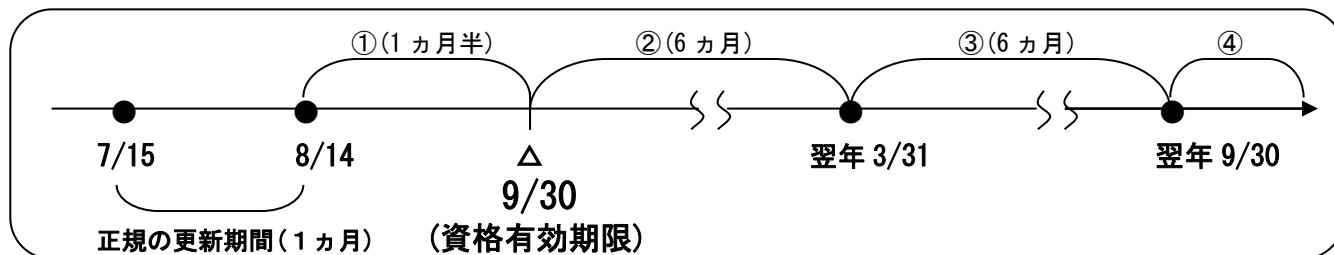
必ず正規の更新認定申請期間(1ヵ月間)内に更新申請をするようにして下さい。

<資格有効期限が3月31日の技術者・事業所>



	RRC登録技術者	RRC認定事業所	新しい証書の発行※2)
正規の更新期間 (1/15~2/14、1ヵ月)	更新手数料：5,610円	更新手数料：10,560円	3/31までに発行 (資格有効期限内に発行)
① 2/15~3/31に申請 (1ヵ月半、有効期限内)	更新認定申請できます。 更新手数料：5,610円	更新認定申請できます。 更新手数料：10,560円	(技術者)4月下旬を予定 (事業所)5月上旬を予定
② 4/1~9/30に申請 (失効後6ヵ月以内)	更新認定申請できます。 更新手数料：7,810円	更新認定申請できます。 更新手数料：12,760円	(技術者)更新申請より 1~2ヵ月後を予定 (事業所)更新申請より 1~2.5ヵ月後を予定
③ 10/1~翌年3/31 に申請 (失効後6ヵ月~1年以内)	更新手数料：7,810円	更新認定申請できません。	(技術者)更新申請より 1~2ヵ月後を予定
④ 翌年4/1以降 (失効後1年~)	更新認定申請できません。	更新認定申請できません。	

<資格有効期限が9月30日の技術者・事業所>



	RRC登録技術者	RRC認定事業所	新しい証書の発行※2)
正規の更新期間 (7/15～8/14、1ヵ月)	更新手数料：5,610円	更新手数料：10,560円	9/30までに発行 (資格有効期限内に発行)
① 8/15～9/30に申請 (1ヵ月半、有効期限内)	<u>更新認定申請できます。</u> 更新手数料：5,610円	<u>更新認定申請できます。</u> 更新手数料：10,560円	(技術者)10月下旬を予定 (事業所)11月上旬を予定
② 10/1～翌年3/31 に申請 (失効後6ヵ月以内)	<u>更新認定申請できます。</u> 更新手数料：7,810円	<u>更新認定申請できます。</u> 更新手数料：12,760円	(技術者)更新申請より 1～2ヵ月後を予定 (事業所)更新申請より 1～2.5ヵ月後を予定
③ 翌年3/31～翌年9/30 に申請 (失効後6ヵ月～1年以内)	更新手数料：7,810円	更新認定申請できません。	(技術者)更新申請より 1～2ヵ月後を予定
④ 翌年10/1以降 (失効後1年～)	更新認定申請できません。	更新認定申請できません。	

※1. 資格有効期限をRRC登録技術者は1年、RRC認定事業所は6ヵ月を過ぎると、**更新認定申請はできません。**

再度、資格を取得する場合は、技術者は新規で講習会を受講及び資格登録試験を受験して合格、事業所は新規で申請していただく必要があります。

※2. 新しい技術者登録証及び事業所認定証は、RRC資格認定委員会にて承認されてからの発行となりますので、ご了承下さい。

なお、新しい技術者登録証及び事業所認定証の有効期限は前回の証書の有効期限の翌日から3年間となります。

※3. やむを得ない理由(海外出張・入院等)により、更新認定申請ができなかった場合は、一定期間内であれば更新認定申請ができる場合がありますので、センターまでお問い合わせ下さい。

※4. 技術者の更新方法は①更新手数料の入金となります。

※5. 技術者、事業所のインターネットでの更新申請はできません。